

一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき
区域の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項により準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告の日から起算して30日以内に松山市長に対し、その借地の所有者（借地権を有するものから更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和元年8月22日

松山市長 野志 克仁

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

松山市一番町一丁目12番1、12番2、12番3、12番5、12番6、12番7、12番8、
13番1、13番2、13番3、13番4、13番5、13番6、13番7、13番8、13番10、
13番11、13番12、松山市歩行町一丁目4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、
4番6、4番7、4番8、4番9、
市道東西159号線の一部、市道東西160号線、市道南北113号線の一部、
3・5・36文京町中村橋線の一部、3・2・5中央循環線の一部

2 施行地区を表示する図面の縦覧場所

松山市役所都市デザイン課

3 縦覧期間

区域の縦覧：8月22日から9月5日まで

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日除く）